○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
小矢部市桜町字産田一六四九番から石川県河北郡津幡町字刈安ヲ五二番一まで	前	A	一〇・〇〇～一九六・〇〇（メートル）	上記A・B・C・E・G・H及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	八・七八二（キロメートル）	
		C	一四・〇〇〇～一三・五〇〇	
		E・G	二・五〇〇～七・〇〇〇	
		H	〇・五〇〇	
	後	A	二・五〇〇～五二・六〇〇	
		F	二・九五三	
		G・H	三・〇〇〇～八・五〇〇	
		E	一・三〇〇	
		C	一〇・〇〇〇～一九六・〇〇〇	
		B	八・七八二	
		A	一〇・〇〇〇～一九六・〇〇〇	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局、同局富山河川国道事務所及び金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
糸魚川市寺島二丁目三四五番一から同市寺島三丁目三四六七番三まで	前	一九・〇〇～二四・三〇（メートル）	〇・二六三（キロメートル）
	後	一九・〇〇～二三・五〇	〇・二六三

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	糸魚川市寺島二丁目三四五番一から同市寺島三丁目四六七番三まで	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十一号

淀川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。

その関係図面は、国土交通省近畿地方整備局及び同局琵琶湖河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

現告示図面（昭和六十一年建設省告示第九百六十号）中、淀川水系河川区域図野第3号図から野第7号図を次の通り変更し、それぞれ茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域。

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
泉大津市穴田七五番一から同市穴田七六番四まで	前	三九・〇〇～五七・〇〇（メートル）	〇・〇三八（キロメートル）
	後	三九・〇〇～四八・〇〇	〇・〇三八

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局大阪国道事務所

○中国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

中国地方整備局長　福田　功

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大竹市西栄二丁目七一五番三から同市西栄二丁目六七五番一まで	前	一四・六〇～一四・六〇（メートル）	〇・〇五七（キロメートル）
	後	一七・九五～二五・二五	〇・〇五七

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二号	大竹市西栄二丁目七一五番三から同市西栄二丁目六七五番一まで	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○四国地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月一日

四国地方整備局長　足立　敏之